

議案第52号

つくば市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収返還金の返還  
を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年6月13日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収返還金の返還  
を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

つくば市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収返還金の返還を受ける権利の放棄に関する条例（平成24年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (7) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条の規定により支援決定を行った事業再生計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。